

第41回大阪市屋外広告物審議会 会議録

日 時：平成29年9月12日（火）

午前10時～午前11時30分

場 所：ヴィアーレ大阪 5階 アレグロ

出席者：（審議会委員）

奥会長、岡本委員、井上委員、川上委員、橋寺委員、
高見委員、川邊委員、悦委員、鈴木委員、川端委員、藤原委員
（大阪市側出席者）

・建設局

宮本管財担当部長、横山路政課長、井上管理適正化担当課長、
牧田路政課長代理、木下担当係長、牧野担当係長、徳永係員

・都市計画局

泉都市景観担当課長、松崎都市景観担当課長代理、松村担当係長

横山路政課長

それではただいまから、第41回大阪市屋外広告物審議会を開会させていただきます。

本日は大変お忙しい中、またあいにくの天候の中ですが、ご出席賜りましてありがとうございます。

私は本日の司会を務めさせていただきます、建設局総務部路政課長の横山と申します。
よろしく願いいたします。

それでは、まずお手元の資料の確認をさせていただきます。

（資料確認）

なお議事録作成のため、ご発言を録音させていただきますのでご了承をお願いいたします。次に本日ご出席の委員の方々をご紹介します。ご着席の順にご紹介いたしますのでお手元の名簿をご参照ください。

私の正面中央から、奥 会長でございます。

右隣が川上 委員でございます。

橋寺 委員でございます。

川端 委員でございます。

藤原 委員でございます。

続いて会長の左側に回りまして、岡本 委員でございます。

林 委員におかれましては、電車の都合で遅延という事でお聞きしております。

井上 委員でございます。

高見 委員でございます。

川邊 委員でございます。

悦 委員でございます。

また小伊藤委員におかれましては、本日ご欠席でございます。

続きまして本市の出席者を紹介いたします。

(本市側出席者紹介)

それでは、管財担当部長の宮本よりご挨拶申し上げます。

宮本管財担当部長

皆さん、おはようございます。

改めまして、大阪市建設局管財担当部長の宮本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆さま方におかれましては、本日大雨で非常に足元が悪い中、またご多用中にも関わりませず本日の審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、平素より屋外広告物行政をはじめといたします、大阪市行政につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

昨年は、当審議会2回開催させていただきました。大阪市景観計画の改定に伴います、屋外広告物の規制誘導や、屋外広告物に関するガイドラインにつきまして、さまざまな意見を頂戴したところでございます。本年10月1日より大阪市景観計画が改正施行されることになっておりまして、これにあわせまして、大阪市屋外広告物条例施行規則の改正につきましても検討を進めてまいりました。

屋外広告物は情報を広く発信して、経済活動に不可欠なものであります一方、都市景観に影響を与える要素でもありますことから、良好な景観を形成していくうえで今まで以上に重要な役割を担っていくということが予想されるところでございます。私どもといたしましては、景観との適合を図りながら、あるべき屋外広告物行政につきまして検討をしてみたいと考えておりますので、皆さま方のご指導、お力添えを賜りますようお願いいたします。簡単ではございますけれども、挨拶にかえさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

横山路政課長

それではこれからの議事の進行につきましては、奥会長にお願いしたいと思います。奥会長、よろしく願いいたします。

奥会長

はい。まず本日の出席状況につきましてですが、委員数13名のところ、現在11名のご出席をいただいております。大阪市屋外広告物審議会規則第6条第2項に規定しております、半数以上のご出席がございますので、本審議会が有効に成立していることをご報告させていただきます。

それではこれより議事に入りたいと思います。

この度、大阪市景観計画の改定に伴い、屋外広告物の許可基準が盛り込まれることになりましたが、屋外広告物は良好な景観を形成するための重要な要素であることから、景観計画が改定された場合には、法律の規定により屋外広告物条例等の改正が必須とのことでした。これを受け、昨年の審議会では屋外広告物の許可基準について審議し、その内容について決定してまいりましたが、本日は許可基準がどのように条例等に盛り込まれるのかについてご報告をお願いします。

それでは議題の大阪市屋外広告物条例施行規則の一部改正について説明をお願いいたします。

松崎都市景観担当課長代理

都市景観局で都市景観担当課長代理をしております、松崎でございます。よろしくお願いいたします。

お手元にたくさん資料がございますが、私のほうからはその資料1と資料2、この2枚を使ってご説明させていただきます。座ったまま説明させていただきます。

先ほど奥会長のほうからもご紹介いただきましたが、大阪市景観計画については、昨年度第39回と第40回の屋外広告物審議会において広告物の許可基準についてご審議いただきました。その際にいくつかご意見いただきまして、広告物の意匠基準を一部修正したうえで、その後パブリックコメントを実施しております。

そのあと12月に都市計画審議会での意見聴取を経て、この3月に変更の告示をしたところでございます。今回の景観計画の変更に伴いまして、その施行に必要となる手続き等について条例に定める必要がございましたので、大阪市都市景観条例についても併せて3月に改正を行っております。景観計画、都市景観条例ともに4月から半年間の周知期間を設けまして、10月1日から施行いたしますが、現在は関連する要綱やこのあと担当のほうから説明があると思っておりますが、屋外広告物規則の改正など、必要な手続きを進めているところになります。

資料1について簡単に説明させていただきます。この資料ですが、景観計画と景観条例の主な変更点についてまとめております。主な変更点としては、5つのポイントを挙げておりますが、屋外広告物に関する内容としましては、ポイントの1、ポイントの3、ポイントの4、この3つが該当いたしますので、これらを中心に説明させていただきます。

まず一つ目のポイントですが、景観計画を総合的な景観施策推進の指針とするということをおっしゃっております。これまで本市の景観施策というものは景観法に基づくもの、都市景観条例に基づくもの、あと建築美観誘導制度といった指導要綱ですね。こういったものに基づくものなど、さまざまな制度、施策に基づき景観誘導のほうを図ってきました。例えば大規模な建築物を新築する場合がありますけれども、景観法に基づく届け出が必要になる。場所によっては条例に基づく方針がかかってきたり、要綱に基づく協議を行うということで、一つの建て替えの工事に対して複数の制度が重なっているということもありました。こういった状況でしたので、使い手にとって、事業者の方ですけれども、

事業者にとってちょっと複雑で分かりづらい状況となっておりますので、新たな景観計画ではこれまでの景観施策の体系を抜本的に整理することとしています。また、まちづくりなどと連携した、本市独自の景観形成の取り組み。これはですね、詳細説明を省略しますが、ポイントの5に示しております、地域との協働による景観まちづくりといった、この取り組みの方向性についても景観計画に記載することで、この景観計画を景観形成の総合的な指針として今後活用してまいりたいと思っております。

ポイントの3でございますが、重点的に景観形成を図る地域、これを重点届出区域というふうに呼んでおりますが、この重点届出区域を指定し、景観特性に応じた景観誘導を行うということを挙げております。

これまで美しく個性的な街路景観の形成の観点から都心部の主要な幹線道路沿道において建築物を建築する場合や、屋外広告物を新規に設置する場合、または広告物の意匠を変更する場合といった場合には、建築美観誘導制度、これは昭和57年から実施している制度でございますが、こういった指導要綱に基づき事前協議を行って景観誘導を行ってまいりました。

今回の景観計画の変更を契機に、この建築美観誘導制度の対象となっております、御堂筋、堺筋、四つ橋筋、なにわ筋、土佐堀通、国道2号といった、幹線道路とその沿道の敷地においては、地域固有の特性を生かした重点的な景観形成を展開する区域、重点届出区域として改めて位置付けることにより、景観法に則った実効性のある景観誘導を行ってまいりたいとも考えております。また、都市景観条例に基づき、景観形成地域に指定し、景観形成方針を定めておりました、中之島地区についても水都大阪のシンボルにすべく、重点届出区域に指定しております。

重点届出区域は全部で7地区ございますが、この地区ごとに景観形成の方針や建築物、屋外広告物の形態・意匠、色彩などに関する詳細な基準を定めておまして、景観特性に応じた重点的な景観形成を今後図ってまいりたいと考えております。

資料の右側に移りますが、ポイントの4として景観法のさらなる活用を図りますということに記載しております。今回の景観計画では、太く丸で示しておりますが、重点届出区域において屋外広告物に関する行為の制限というものを定めております。これを定めることによりまして、屋外広告物条例と連動させることが可能となり、広告物についても建築物等と一体的に景観誘導を行うことで、大都市らしい風格や洗練された景観、あと秩序ある活気とにぎわいあふれる景観というものを形成し、都市の魅力をさらに高めてまいりたいといったふうに考えております。

なお、黄色い四角の三つ目に下線を引かせていただいているところになりますけれども、屋外広告物条例の許可の対象とならない小規模な屋外広告物。例えば7㎡以下の自家用広告物そういったものとか、内側から直接貼られる広告物で、屋内に設置されるものというのは当然屋外広告物条例の規制の対象外になってくるんですけども、こういったものはやはり景観に当たる影響が大きいということで、今回都市景観条例の15条に規定することで、景観計画の届け出の対象としております。

具体の景観計画に基づく屋外広告物の届出制度については、二つ目の資料のA4のこ

の資料で説明させていただきたいと思います。資料の左側に屋外広告物に関する許可申請や届け出の流れを示しております。また、右側には事前協議の対象となる行為や範囲、種類。あとですね、重点届出区域の各地区のどの部分の広告が対象になるのかといった対象範囲などをまとめております。

右側の中段ですが、景観計画に基づく協議、届け出の対象となる行為としては、重点届出区域において広告物を新規に設置する場合や、あと変更する場合、そして意匠を変更する場合といったものを対象にしています。これは広告物の規模にかかわらず、全ての広告物を協議の対象としております。これらの行為を行う場合は、最終協議のあとですね、屋外広告物条例に基づく許可申請、もしくは都市景観条例に基づく届け出のどちらかが必要になってくるというふうにしております。

左手の流れのほうを見ていただきたいのですが、許可申請を行う前にということで、屋外広告物の設置計画と青で四角囲みしているところの次の部分が事前協議ということで、どんな物件、どんな広告物であっても、まずはいったん都市計画局で事前協議をしていただくという形にしております。そのあと協議成立の箱の下に二つ矢印が出ておりますが、許可申請が必要な種類、規模の場合とか、許可申請が不要な場合ということで行為が重複しない形で一つは届出、一つは許可申請という形で手続きを進んでいただく形にしております。また、フローの一番下のほうに記載しておりますが、届出をせずに広告物を設置された場合とか、そういった虚偽の届け出をされた場合というのは、都市景観条例に基づきまして、勧告や氏名の公表を行うということにしております。これら広告物の基準については、ブルーのファイルにちょっと挟み込みしているのが、実際の景観計画の広告物の抜粋の部分になるんですけども、屋上広告物、壁面広告物、地上広告物、突出広告物といった広告物の種類ごとに大きさとか表示内容の基準を設けておりますが、詳細についてはこのあと建設局より説明がございますので、私のほうから具体の説明のほうは割愛させていただきます。資料1、資料2についての説明は以上でございます。

牧野路政課担当係長

それでは続きまして、事務局牧野から説明させていただきます。よろしく願いいたします。

まず初めにお手元の資料3、1ページ目をご覧ください。1ページ目、真ん中の参考というところになるんですけども、屋外広告物法では景観計画に先ほど説明のあった広告物に関する行為の制限が定められた場合は、条例は当該景観計画に即して定めるものとされておりまして、今般、大阪市景観計画が見直されることになりましたので、新たに設定される重点届出区域において「屋外広告物に関する行為の制限」を定めまして、大阪市景観計画の改正・施行に合わせて、大阪市屋外広告物条例施行規則につきましても平成29年10月1日から改正を予定しております。

2ページ目になるんですけども、これまでの経過および今後の予定ということで記載しておりまして、現在この広告物の規則の改正について、9月28日までを期限といた

しまして、意見公募を行っているところでございます。

3 ページ目をご覧ください。3 ページ目につきましては、重点届出区域の各地区の対象範囲、対象地区ということで記載させてもらっております。

続きまして、資料4をご覧ください。ちょっと字が小さいのですが、この資料につきましては、大阪市景観計画の重点届出区域の各地区において定められた、屋外広告物に関する行為の制限をまとめた表になっております。こちらのほうの表の色分け、5種類くらいで色分けをさせていただいているんですけども、赤色の字につきましては、「現行基準にはなかった基準を新たに追加するものを記載」しております。青字につきましては、「現行基準よりも厳しくなった基準のものを記載」しております。茶色に下線を引かしていただいている部分ですが、「市長が定めるものとして現行許可基準にはなかった基準を新たに追加するものを記載」させていただいております。緑字についてなんですけど、「数値で表せないものや、見る人によって判断が異なるものなど、定性的な理由によって許可基準に反映できないというもの」を表しております。黒字につきましては、「現行基準から変更のないもの」を表しております。以上を踏まえてですね、緑字以外のものが、今後、大阪市屋外広告物条例施行規則の許可基準へ反映する内容となりますので順次ご説明させていただきます。

まずは1 ページ目、表中左側の真ん中あたりにあるんですけども、屋上広告物、屋上塔、屋上板というところの上の中之島地区と交差する部分になるんですけども、この箇所につきましては屋上塔、屋上板への表示内容についての基準を記載しております。この基準につきましては、人の氏名、法人の名称、商標、建築物の名称に限ることとしておりまして、景観計画には定性的な基準しかなかったため、定性的な基準を屋外広告物条例施行規則に盛り込まない場合は表示内容の規制を設けることができなかつたため、景観計画の趣旨を逸脱しない範囲で、景観計画の他の地区、右側にある御堂筋から土佐堀地区も同じ基準になるんですけども、この基準を準用した形で記載させてもらっております。

続きまして、同じ行の右側、中之島地区から国道2号地区以外の箇所についての屋上塔、屋上板への表示内容につきましても、先ほどの基準と同じになるんですけども、人の氏名、法人の名称、商標、建築物の名称に限ることということで基準となっております。

続きまして、一つ飛ばしましてその下の段、赤字のところになるんですけども、屋上広告物の屋上塔、屋上板、国道2号地区以外の地区の箇所について、ここには文字の大きさの基準を記載させてもらっております。こちらにつきましては、後ろに付けさせてもらってます参考資料の1を併せてご覧いただけたらと思います。この基準につきましては、文字の大きさ1文字につき縦横それぞれ2m以内としております。ここが参考資料1のカッコ1、文字というところでEの文字になるんですけども、縦横2m以内。例えば会社の名前ですと、その会社の名前の1文字が2m以内ということで基準に盛り込むことになっております。その次のロゴマークの大きさなんですけれども、ロゴマークの大きさにつきましては、縦横それぞれ3m以内ということにしております。ロ

ゴマークのイメージなんですけれども、ここも参考資料1のカッコ2、ロゴマークというところでここにあります②の商標ですとか、③のロゴタイプですね。法人の名称とか建築物の名称を独特の字体、デザインで表されたロゴタイプ、こういうものもロゴマークの一つということで考えております。この二つを合わせた①にあるような商標やロゴタイプを組み合わせたものをロゴマークとして考えております。こういうもののロゴマークの大きさが一つ縦横3m以内ということになってございます。

引き続き次の行ですね。屋上塔、屋上板の高さの基準を記載しております。こちらにつきましては、参考資料の次のページ、参考資料2のほうをご覧ください。この基準につきましては、屋上広告物の屋上塔、屋上板の高さの基準ということで設置しております。屋上広告物を設置する建物の高さの5分の1以内、かつ、4m以内ということで基準を記載させてもらっております。

引き続き一つ下の行になるんですけれども、同じ箇所の色字の基準ですね。茶色字の下線のところになるんですけれども、設備機器を隠すもの、または塔屋の高さにそえるものなど、景観形成に資するものについては緩和、ただし原則6m以内ということで緩和することができるという部分になるんですけれども、ここが薄いグレーのところ、定性的な基準が含まれているということで、大阪市の屋外広告物条例施行規則の許可基準へは反映できないということになっていまして、このまま許可基準へ反映しない場合は、大阪市景観計画の基準より屋外広告物条例施行規則のほうの方が厳しくなるということになりますので、この部分につきましては別途市長が定める事項ということで、許可基準として反映するようにしております。資料4の1ページ目につきましては以上でございます。

続きまして、資料4の2ページ目に移らせていただきたいと思っております。ここも左側の壁面広告物というところになるんですが、壁面広告物の地区でいいますと、御堂筋地区の大阪駅前から土佐堀通、堺筋地区の土佐堀通から長堀通、四つ橋筋地区、なにわ筋地区、土佐堀通地区の箇所、それぞれの基準の最後に黒い四角で表している部分になるんですけれども、こちらの基準につきましては、壁面広告物の表示面積の基準を記載させてもらっております。こちらにつきましては、参考資料4も併せてご覧ください。参考資料4の左、同じものを書かせていただいているんですけれども、少し大きくさせていただいてまして、参考資料4に左にまとめている基準ということになっておりまして、この壁面広告物表示面積の合計は、50㎡以内、かつ、外壁面積の10分の1以内ということを基準といたしております。

資料4の2ページ目、同じところに戻りまして、先ほどご覧いただきました一つ下の段、壁面広告物、御堂筋地区の長堀通以南と、堺筋地区長堀通以南の箇所、マークでいきますと三角のマークで記させていただいているところになるんですけれども、こちらでも壁面広告物の表示面積の基準を記載しております。こちらのほうも参考資料4の右の側にまとめさせてもらっている基準ということになります。基準といたしましては、壁面広告物の表示面積の合計は50㎡以内、かつ、建築物の高さが10m以下の部分へは、その部分の外壁面積の3分の1以内。建築物の高さが10mを超える部分へは、その部分

の外壁面積の10分の1以内ということで基準といたしております。

引き続きまして資料4の2ページ、同じ行のところになるんですけども、その左端、壁面広告物の中の島地区の基準を記載しております。こちらの基準につきましては、参考資料4の真ん中にまとめさせていただいております。こちらの基準につきましては、壁面広告物の表示面積の合計は50㎡以内として、かつ、建築物の高さが10m以下への部分は、その部分の外壁面積の10分の1以内。建築物の高さが10mを超える部分へは、その部分の外壁面積の10分の1以内としております。

引き続き資料4の2ページですね。同じ行になるんですけども、壁面広告物の御堂筋地区の大阪駅前、土佐堀通、四つ橋地区、なにわ筋地区における中之島地区に面する面への表示ということでの基準を記載させてもらっておりまして、そのご説明をさせていただきます。ここの印でいきますと逆三角形の部分ということになります。ここの部分につきましては、参考資料3のほうも併せてご覧ください。それぞれ御堂筋地区、赤字で記している箇所ですね。とか、四つ橋地区の青色の箇所、なにわ筋地区の緑色の箇所の内、中之島地区に面する建築物の表示箇所。ここの基準がどうなっているかというところを記載しておりまして、ここの基準につきましても、参考資料4の真ん中に記載させてもらっている基準ということになりまして、壁面広告物の表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、建築物の高さが10m以下の部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内、建築物の高さが10mを超える部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内ということで基準を記載させてもらっております。

資料4の2ページ目に戻って同じところですね。今度一番右のほうになるんですけども、土佐堀通地区の谷町筋から御堂筋間及び四つ橋筋からなにわ筋間の北側敷地、並びに、御堂筋から四つ橋筋間の南側敷地の建築物の北面の箇所についての基準ということでご説明させていただきます。今、ちょっと言葉で分かりにくくなるんですけども、参考資料3というところをご覧くださいますと、ここで記載させていただいてます黄色の箇所ですね。黄色の箇所の矢印の北面のところの基準ということになります。こちらの方も基準につきましては参考資料4の真ん中の基準というところで記載させてもらっております。読み上げは省略をさせていただきます。

続きまして、壁面広告物になるんですが、先ほど青のところの一つ下の行、赤いところ、参考資料5という吹き出しがある部分になるんですけども、引き続き壁面広告物の間口が広い建物があった場合の加算の基準につきましてご説明させていただきます。この部分につきましては、壁面広告物の間口が広い場合、加算の基準として建築物の間口が80mを超える建築物については、建築物の間口が80mを超える部分ごとに、当該面積基準に則り表示面積を加算することとしております。こちらにつきましては参考資料5をご覧ください。

ここの事例なんですけれど、間口90mで、高さが20mの建築物の表示事例を示しておりまして、もともとの間口80m、高さ20mのところの建物であれば、その外壁面積が1,600㎡になりますので、基準に則りますとその10分の1か50㎡以内ということになりますので、10分の1では160ということになりますので、50㎡のほうが優先されるとい

うこととなりますので、ここに表示できる部分は 50 m²ということになります。次に 80 mを超える部分。90mの建物となりますので、残り 10mが出ますので、その 10mの部分と高さの 20mの外壁面積ということで、ここが 200 m²ということになります。その部分の 10 分の 1、20 m²について加算で表示できるということになっております。この基準については、こういう基準を適用してということになってございます。

続きまして、地上広告物の高さの基準を記載しております。こちらにつきましては、参考資料 6 をご覧ください。こちらにつきましては地上広告物の地上から広告板の上端までの高さは現行基準と同じ 5 m以内ということになってございます。地上広告物、地上塔の地上から広告板の上端までの高さは 10m以内ということにしてございます。

続きまして、地上広告物、国道 2 号地区以外の地区の表示面積の基準ということになりまして、こちらにつきましても引き続き参考資料 6 をご覧いただきまして、地上広告物の表示面積 1 面につき 5 m²以内、表示面積の合計は 10 m²以内としてございます。ただし、敷地面積が 1,000 m²を超える場合は、敷地面積の 100 分の 1 以内ができるということになってございます。

続きまして、資料 4 下に出てくるんですけども、突出広告物の基準を記載しております。こちらにつきましては参考資料 7 を併せてご覧ください。こちらにつきましては各地区の突出幅と下端までの高さということで基準をまとめさせていただいております。例えば、御堂筋地区であれば、歩道と車道の区別のある道路への突き出しということで、突出幅が 1 m以内の場合は、広告物までの下端の高さは 3 m以上。例えば突出幅が 0.8 m以内ということであれば、広告物の高さは 2.5m以上までいけますということでの記載をさせてもらっております。あと、同じく参考資料 7、御堂筋地区の右側になるんですけども、歩道と車道の区別のない道路への突き出しということで、こちらにつきましては突出幅が 1 m以内の場合は、広告物までの高さは 4.5m以上ということで基準としております。

あと、それぞれの地区についてなんですけども、同じような形で道路への突出幅が、歩道幅員が 4 m以上の場合であれば、道路への突き出しの幅が 1.2m以内。歩道幅が 4 m未満ということであれば、突出幅については 0.8m以内ということに記載させてもらっております。ここが広告物までの下端の高さというのは 3 m以上という形になっております。カッコ書きにつきましては、先ほどの御堂筋と同じような形になるんですけども、それぞれ出幅のほう短いということであれば、下端までの高さも若干低くなるということで記載させてもらっております。

資料 4 の最後になるんですけども、その他のところで、国道 2 号地区以外の地区の、ここも茶字になっているんですけども、可変表示機の屋外広告物ですね。いわゆるデジタルサイネージのことになるんですけども、これについては別に定めがある場合は、これによるものとするというふうになっておりまして、定性的な基準ということから屋外広告物条例の基準へ反映できないという事項になっているんですけども、先ほどの分の屋上塔の規則と同じような形で、別途、市長が定める事項として許可基準に反映させてもらっております。資料 4 につきましては以上になります。

この資料4の内容については、資料5の大阪市屋外広告物条例施行規則と、資料6の大阪市屋外広告物条例施行規則の新旧対照表に反映しております。中身の説明については割愛させていただきます。

続きまして、資料7をご覧くださいませでしょうか。資料7についてなんですけれども、「屋外広告物に関するガイドプラン」につきましましては、それぞれの地域の景観の特色を考慮し、調和のとれたより良い方向への屋外広告物へ誘導しようということを目的として、昭和62年4月に施行しております。こちらのほうにつきましても、前回の審議会でご承認いただいておりますけれども、景観計画の重点届出区域と「屋外広告物に関するガイドプラン」の重複する地区、2番のところに書いておるんですが、大阪駅前地区、難波高島屋前地区、堺筋地区というのが重複することになりますので、ガイドプランの地区から今回削除しております。

また、道頓堀地区につきましても、景観計画に即した形でどちらの基準が優先されるのかということで新たに今回の改正をしております。

次のページにつきましては、ガイドプランの改正案ということで一覧表を添付させてもらっております。

その次の3枚目のページなんですけれども、こちらは道頓堀地区の詳細図を添付しておりますので、例えば、先ほどのところでいきますと、Aの地区になるんですけれども、こちらが御堂筋に面するところの部分については景観計画が優先されるということで、景観計画という形で書かせていただいております。道頓堀川に面するところについてはガイドプランが優先されるということなどを記載させてもらっております。私のほうからの説明は以上になります。よろしく願いいたします。

奥会長

どうもありがとうございます。今説明をしていただきましたので、ご確認したいこと、またはご意見、ご質問がありましたら、よろしく願いいたします。

井上委員

すみません。昨年出席してないので、いきさつとかを全然理解してないので基本的な質問ですが、最初に資料1でご説明いただきました時に、条例でこの小規模の屋外広告物というのは7㎡以下ということになってます。7㎡以下のものは今回は届け出をするようになったということですね。そのあと、参考資料でご説明いただきました、参考資料の5で間口が80mを超える建築物については80mを超える部分ごとにとということで、これ10m単位でということなんですでしょうか。

松崎都市景観担当課長代理

特に10m単位ということではございませんで、80mを超えるものについては、かなり規模が大きくなっておりますので、二つ建物があるというふうな考え方をもって、一つ目を80m、それを越える部分は二つ目の建築物があるというような考え方で、面積に則

って緩和していいかどうかということで基準を設けております。実際該当する物件っていうのはそんなにたくさんないんですけども、船場の標準的な一区画が大体 80m弱くらいになっておりますので、その区画を超える大きさというものに対して 80mごとの基準の緩和を設けております。

井上委員

80mごとにとということですね。だから実際にはあり得ないけれども、例えば 200m建物があつたら 80m単位にしてということなんですね。その場合なんですけども、最初の 80mの時には 50 m²という制限がかかっていますけれども、その次の 80mのところにも、これも地域を指定して 50 m²以内という制限をかけていますが、ここに書かれている地域以外はこの 50 m²以内という制限はかけないということなんですか。

松崎都市景観担当課長代理

この基準自体が重点届出区域といいまして、建設局の資料の 3 の中で地図をつけておりますが、大阪市内のごく一部の区域を対象に設けている基準になりますので、このエリア以外のところについては、そもそもの 50 m²という基準を設けずに屋外広告物条例のほうで規制をかけられておりますので、こういった基準はかかってこないということになります。

井上委員

今回の 7 地区につきましては、この延長分、超えた部分も常に 50 m²という最初の 80 mのところと同じだけの縛りはかけるということですね。その場合、これ例えばここで今 90mの例を出していただいているので、90mの建物があつたときに、50 m²プラス 20 m²の 70 m²の表示が可能で、それを 1 枚の広告物でつくっても構わないということでしょうか。

牧田路政課長代理

基本的には別の建物という説明があつたかと思うんですけども、80mの部分で 50 m²まで、10mの部分で 20 m²までということなので、70 m²のものは掲出できないというふうに解釈をさせていただいております。

井上委員

つないではいけない？

牧田路政課長代理

つないではいけないということです。

井上委員

そのつなぎ目のところでつながずに、1 cmでも空けばいいと。

牧田路政課長代理

つなぎ目は微妙なんですけど、それはもちろん景観計画の協議の中で全体として判断されてくることと考えております。

井上委員

この基準にかなったからといって許可されるわけではないということですか。

牧田路政課長代理

その前に景観計画の協議がありますので、その中で協議していく中決まっていくことなのかなと考えます。

井上委員

いや。一番危惧しましたのは、資料4もそうなんですけれども、この制限の中で1枚看板にしてはいけないという記述がどこにもなかったので、1枚看板にされたらどうなるのかなという、すごくインパクトのある看板になるのかなということで質問させていただきました。

松崎都市景観担当課長代理

確かにご指摘のとおり、1枚看板にしてはならないといったような規定のほうはできていないんですけれども、屋外広告物の誘導の基本的な考え方というのをまず最初に示しておきまして、なるべく高層部、中層部といった周辺に影響を与えるような場所ではなくって、広告物については下の低層部のほうになるべく設けてくださいといったものであったり、デザインとかについてもぎわいの創出に資するものということで意匠等を判断させてくださいということで、そういった内容を事前協議で見ていきたいと思っておりますので、大きな広告物がどんと出てきたときにですね、それが基本方針と合致しているのかどうかというのをちょっと窓口のほうで協議もしていきたいと考えております。

井上委員

ありがとうございます。たぶんそのあたり実際の提案が出てきたときに指導という意味でご苦労されるころかなと思うんですが、なんか全体にそういう性善説で規則が成立していて、抜け穴をちょっと押さえきれてないのかなという、相談をして合意を得ていうところがちょっと優しい規則になっているかなと思いながら拝見しておりました。

奥会長

ほかにはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

今、井上委員さんから質問のあったことに関連してですけれども、このたぶん 80m というのは、たぶんこのあたりの街区の大きさが大体 80m なので、それで大体 80m にしているのかなと思いますので、旧の太閤さんがつくられたところに道路がありますから 80m なので、それを超える建物というのはまず考えられないんですけど、ブロックが 80m だから。そうすると、具体的に想定されるのは中之島地区とか、そういうところなんか想定されてるんですか。

松崎都市景観担当課長代理

一応ですね、御堂筋沿道にも大きな百貨店がございまして、北のほうにも南のほうにも大きな百貨店ございますので、それが大体間口 150m を超えてくるような形になっております。こういったものについて一律で 50 m² という基準を設けるのはかなり規制が厳しいということで、今回 80m ごとにとというような規定を設けております。

奥会長

分かりました。他にはいかがでしょうか。見ていただいている間に、私のほうの確認ですけれども、資料 4 にありますこの表で、5 つの色で表しておりますけれども、タイトルに書いてあるもので分かるのですけれども、ここに書いてあることは、全ては大阪市の景観計画の屋外広告物に関する行為の制限がずっとここに書かれていることで、そのうちで私たちが関係してくる大阪市屋外広告物条例施行規則の許可基準にあたる部分が、緑以外の部分ということでよろしいのでしょうか。

牧田路政課長代理

はい。そうです。見ていただきますと、ほとんど緑になっていまして、なかなか盛り込めてないのかなという印象をお受けになると思うんですけども、緑の中でもグレーでハッチをかけてる部分なんですけれども、例えば「努める」とか、「一体的にデザインされたものにする」とか、「原則として」とかいう定性的な、主観的な基準によって判断されるものにつきましては、屋外広告物条例の許可という行為の中では、規則として許可基準としては盛り込めないというのが大阪市の考えでございまして、こうなっておりますけれども、実際には景観条例の事前協議の中でこの緑の部分につきましてもいったんは協議され、それを満たしたものが屋外広告物許可申請という形で上がってきますので、その中で許可しますので、緑の部分が全く考慮されないというわけではなくて、それは景観計画の協議の中でクリアできてるかどうかを都市計画局でチェックされるということになっております。

奥会長

分かりました。ありがとうございます。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。
はい、どうぞ。

高見委員

大阪屋外広告美術協同組合の高見と申します

今回ちょっと初めて出席させていただいておりますので、今、いろんな形でご説明いただいた内容で感じるところなんですけれども、やはり業者としましても、良好な景観をつくっていくというのは非常に大切なことだと思っておりますので、やはりそれに対して業界もですね、やはり大切なことだと考えております。

また、その中でやはり、まちのにぎわいというのも屋外広告物は非常に大きな役割も、一翼を担っております、やはり大阪は海外に多く発信できるのは、そういう道頓堀を含めた良好な景観という屋外広告を通してですね、そういった場所もあります。その中でやはり景観を守っていく地区と、やはりにぎわいをつくるっていう部分も当然あるんですけれども、こちらのほうの資料4を見る中で、基本的には原則としてという形で書いてありますけれども、やはり自家用広告物の対象となる形になっています。その中でやはり自家用広告物というのは当然建物で所有、もしくは占有されてる方がですね、表示される内容にはなるんですけれども、やはりそれ以外、自家用広告物以外のものもやはり非常にいい広告物というものもおそらくあると思うんですね。そのあたりが一定の制限の中で掲出できないという形を取るとかなり一般的に見て非常に無機質な、そういった建物になっていくんじゃないかなっていう気がするんですけれども。そういう部分では、これも共通事項の意匠等の中で、やはり屋外広告の意匠は次のカッコを満たすってそういう形になるんですけど、かなり文字だけしか駄目だとか、マークをしちゃ駄目だとか、それから人物、キャラクター使用できないとかですね、そういう部分でなかなか切り分けが難しいんですけれども、やはり全て駄目になってくると本当に想定しないような、そういった良好な景観を広告物でつくろうとしてもなかなかそういう部分が制限の中にはまってしまうような気もするんですけれども、そのあたりいかがでしょうか。

松崎都市景観担当課長代理

今ご指摘いただいた部分というのが、広告物の意匠等の基準ということで、アからクまで列記したところになるかと思えます。広告物の意匠につきましては、たぶん種類によってどの項目が該当するのかっていうのが大きく変わってくると思うんですけれども、例えば箱文字とかで広告物掲示される場合であれば、例えばエの地色は壁面と同系色とするといったものは非該当になってきますので、実際に広告物意匠図というのを窓口で見させていただきながら、どの項目に適合させていくのか。あとですね、それを壁面のどの位置に設置されるかとかですね。場所とか大きさとかそういったものを総合的に判断して協議のほうを進めていきたいと思っております。

窓口で協議をする際には、適合、不適合といった丸バツをするつけるようなものでは

なくて、景観への配慮事項説明書というものを事業者の方に書いていただこうと思ってまして。先ほど少し紹介させていただきましたが、屋外広告物の基本的な考え方ということで、なるべく低層部に設けてくださいとか、低層部はにぎわいをつくってくださいとか、デザインについていいものにしてくださいといったような大きな3本柱の方針を掲げておりますので、それに合致するものにトータルとしてなっているかということ協議の中で決めていきたいと思っております。

これについては、前回の審議会の中でも、とはいえ、どんなものですかということで、必ず事業者の方から相談とかも、どういうものやったらオーケーなんですかということ問われるでしょうねということでご意見いただいてまして、その時にもお答えさせていただいたんですけれども、ただいま景観読本といいまして、広告物の基準。こういう考え方で大きさの制限とかを設けていますというものを、もう少ししたらホームページ掲載しようと思っておりますけれども、いい事例の写真とか、表示内容についてはこういうイメージですといったものが伝わるようなもの、マニュアルのほうを今作成しております、こういったものを活用しながら事業者の方といいものをつくっていききたいというふうに考えております。

高見委員

その場合は自家用広告物以外のものでも許可は大丈夫なんでしょうか。

松崎都市景観担当課長代理

原則としてはここに書いている内容ですけれども、原則としてはやはり水辺の部分、中之島とかであれば自己の建築物の名称に限るとか、あとそれ以外のところもそうなんですけれども、テナントさんの例えば1階にコンビニエンスストアが入られる場合は、そのコンビニエンスストアさんの広告を出されるといったものは、これまでも協議としてやっているんですけれども、なかなか原則としてという言葉は常にあるんですけれども、一定基準の中で協議のほうをしていきたいと思っております。

牧田路政課長代理

屋外広告物条例としましても、非常に落差が、急に厳しくなったという感想をお持ちなのかなというふうに思っておりますけれども、景観計画に即するというので、屋外広告物法に規定しておりますので、これにつきましてはやむを得ないのかなということ思っております。

高見委員

基本的には非常に大切なことなので、景観を守るうえでやはりこの部分っていうのは決めるのは非常に大事だと思うんですけれども、やはり運用上、やはりなかなかできることと、できないこと、そういったこともありますし、あと申請を出すうえでちょっとほかの話と違うんですけれども、やはり手順を踏まえてこれをすれば、やはりまず事前

協議を行う。それで協議の中で届け出、もしくは許可申請という形のもの。それから屋外広告物のほうの申請も出していくとなると、やはり期間が非常にかかってくると。どちらかというと屋外広告物の掲出までの期間、スパンというのは非常に短くて、やはり1カ月を超えるとなかなか難しいものがあるんですね。2年前までやはり屋外広告物申請も1週間だったんですけれども、今3週間という形でやはりかなり長くなっていると。それから今回景観に基づく届け出の制度を行うにしても、やはりもしかしたら事前に協議の中でご承認いただければ、申請のほうも通る可能性があるんですけれども。やはりそれにしましても一つ一つ踏まえて手順を踏んでいたら一月くらいかかるんじゃないかと思います、できれば期間が実際に実務的なものを短縮できるような、そういうふうな方法も考えていただければなと思います。

牧田路政課長代理

屋外広告物条例が標準処理につきましては3週間ということにさせていただいておりまして、この期間というのは実際に担当者の数とか業務量とかを勘案しますと、なかなか短くすることができない部分なのかなと思っておりますけれども、都市計画局ともうまく連携しながら、できるだけ継ぎ目なくバトンタッチさせていただけるようにさせていただきたいと思っております。

高見委員

ぜひともそのあたりは考慮いただければと思います。

奥会長

よろしいでしょうか。今のことについての確認。今後さらに具体的に事例を積み重ねていって、ご検討されていくことかと思うんですけれども、先ほどの高見さんからご質問がありましたけれども、自家用以外のものについては、景観上の配慮事項でいろいろ相談すれば、可能性は全くないわけではないというふうな感じだったと思うんですけれども、その辺のところは今後なんか考えられていかれる可能性はあるのでしょうか。

この幅ですね。自家用に限らず何かができるっていう高見さんの話ですけれど。原則自家用なんだろうけれども、協議事項の範囲の中で幅を持たせるっていうふうにも取れなかったかなと思うんですが、そのあたりのことの今後の予定のようなものはあるのでしょうか。

松崎都市景観担当課長代理

今おそらく、商用広告といわれるようなものは、おそらく屋上とかに出ているものと思うんですね。今後、屋上広告物を設置する場合は、新基準を適用していただきたいということで、なるべく高さを抑えていただくとか、意匠も整えていただくという基準を設けさせていただいて、自家用広告に限っていただきたいみたいなことにはしておるん

ですけれども、もう既に設置されている屋上広告物については、意匠の変更については意匠基準を守ってくださいというような誘導にしております。ただやはり壁面とか、新たに今後設置されるものについては新基準を満たした形で、原則とは書いてありますけれども、なるべく原則を使わない形で誘導基準の範囲内で協議していただければというふうに思っております。

奥会長

ありがとうございました。

横山路政課長

10月から新たな制度で都市計画局も建設局もやっていきますので、おそらく今これ考えられる限りでは、今までの制度運用とかをいろいろと勘案したうえで、ご審議もいただいたうえでようやくここまでこぎ着けたようになっておりますので、当然われわれもこれが絶対未来永劫このままでってということは、どのような制度でもおそらくそういうことはあり得ないと思いますので、まずはこれで始めさせていただきまして、両局連携を取りながら検証して、必要に応じて良いものにしていきたいと考えております。

前回の審議会でもちょっと私からお答えさせていただいたのは、都市計画局からいろいろとこれで何がなんでもがちがちに事務も含めてずっとやっていきますということではなくて、いろんなこと、またご意見等もいただきながらやっていきたいなと思っております。

奥会長

他にはございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。どうもありがとうございます。

資料4を見ると、前回ここで意見を井上委員のほうからありました、意匠等についてのところでは高彩度の利用を抑えるとか、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないとか入れていただいております、ありがとうございます。

この案件につきましてはよろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。これだけは言っておきたいってことはございますでしょうか。それでは本日のこの議事につきましては、以上で終了いたします。

引き続き報告につきましては、事務局から進行をお願いいたします。

横山路政課長

それでは続きまして報告についてでございますが、お手元の資料の内容ですね、一般事務報告ということでご説明をさせていただきます。

牧野路政課担当係長

それでは資料8のほうをご覧くださいませでしょうか。

まず1ページ目なんですけれども、屋外広告物の許可状況について記載させてもらっております。現在簡易広告物を除く広告物の許可状況につきましては、一番右側が平成28年度、広告塔、広告板ということで、6,336個。電柱ということで13,876個、その他の広告物、これ車体利用等になるんですけれども、4,069個となっております、合計が24,281個の許可ということになっております。

続いて2ページ目になるんですけれども、こちらのほうが簡易広告物の許可状況をお示ししております。この右の欄は平成28年度になるんですけれども、アドバルーンが30個、広告幕が40個、立て看板とか貼り紙については許可が0個になっておりまして、合計で70個になっております。

次に3ページの屋外広告物に関する取り締まり状況についてご報告します。大阪市の屋外広告物条例違反によって平成28年度の検挙数は6件、6人でございます。また、その下の丸2のところですね。軽犯罪法による、これは他人の家屋等に貼り札ををする行為に該当するものということになってございまして、こちらのほうが平成28年度で11件の12人ということになってございます。

続きまして4ページになります。こちらのほうが、違反物件の除却実績の推移を表してございまして、丸1が除却枚数、貼り紙、貼り札、立て看板等を合わせまして、平成28年度で、年々減ってきておるんですけれども、40,443件ということになってございます。

その次のページ、5ページ目なんですけれども、こちらのほうが違反広告物の除却実績距離ということで、どれくらいの除却をやってるかということになりまして、こちらのほうが平成28年度なんですけれども、32,088キロということになってございます。

続きまして6ページになります。こちら、置き看板等の取り締まり状況なんですけれども、こちらの丸3、それが看板の取り締まり状況になりまして、平成28年度につきましては3,262件の指導勧告を行っております。4番の置き看板の除却ということで、平成28年度には67件の除却を行っております。

続きまして7ページになります、こちらのほうが屋外広告業の登録状況ということで、平成29年の8月現在、大阪市での登録件数は6件になってございます。大阪府へ登録したのち、大阪市に特例届け出をしている特例の件数は1,208件ということになっておりまして、大阪府での登録総数のほうが今1,420件ということで聞いております。その下にいきまして、大阪市での屋外広告講習会の終了状況ということで書いておりまして、本市では平成27年に講習会を開催しまして、109名の方に受講してもらっております。本市の講習会修了者は総計で2,065名ということになっております。この講習会なんですけれども、この講習を修了いたしますと、屋外広告事業者さんから各営業所に選任しなければならない業務主任者になることができるということになってございます。

最後に8ページになるんですけれども、ここは簡易広告物の除却にかかるボランティア。いわゆる片付け隊の活動状況を記載させてもらっております。平成29年4月1日現在になるんですけれども、認定団体のほうが139団体。認定活動員のほうが2,338人ということになってございます。活動実績としましては、違反広告物が減少してきてると

いうこともございまして、平成 28 年度では 6,211 件の撤去を行ってございます。一般報告につきましては、以上でございます。

横山路政課長

ただいまの一般事務報告につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

井上委員

基本的なことで申し訳ない。この 5 ページの距離ってこれはどういう感じ？

井上管理適正化担当課長

実施距離の部分につきましては、例えば電柱管理者実施の内訳については、大阪市と共同事業をしまして、電柱管理者の担当での除却作業の合計で、そういった作業をする時の距離です。

横山路政課長

他にございませんでしょうか。

奥会長

一つ教えてください。例えば 4 ページの違反広告物除去数も 5 年度ですっと大きく下がっていますし、先ほど説明あったと思うんですけど、8 ページの活動実績の除去数も下がってあって、違反広告物が少なくなったっていうご説明だったと思うんですけども、なぜそんなに広告物が少なくなったのでしょうか。

井上管理適正化担当課長

一番多い時期というのは、例えば風俗関係とかピンクチラシとかかなりあってですね。電話ボックスが当時多かったですよ。電話ボックスにべたべたと貼る。それを 1 枚として枚数計算していると思うんですよ。そういう部分が今大体インターネットの広告とかで、そういう貼るチラシですよ、風俗関係の。そういう部分がかなり激減しまして、徐々に、徐々に減っていったと思います。

牧田路政課長代理

それと「かたづけ・たい」、市民の方ですとか、事業者の方、業界の方にも入っていたいているんですが、その活動の成果が表れています。電柱管理者さんにおいてもすごく熱心にやっていただいておりますので、今電柱とか見ても全然ないと思うんですね、違反広告物というのが。それは皆さまが努力して、ご協力いただいた結果ではないかというふうに思っています。

奥会長

わかりました。どうもありがとうございます。

井上委員

すみません。関連しまして、その違反広告物が減っているのに実施距離はここ3年間増え続けているんですけども、これは。

井上管理適正化担当課長

もちろん減ってるんですけど、減る分またずっと活動というか、見に行くんですかね。そういう部分を移動してる部分も含めています。

井上委員

活動範囲が広がったってことですか。

井上管理適正化担当課長

はい。広がってるんです。はい。減ってる分そういう部分を。

岡本委員

同じ件なんですけどね。違反の広告物が特定化してるということではないのですか。距離が伸びてるけれども、違反広告物は減ってきているということは、ある地域とか、ある箇所とかっていうのが増えてる、あるいは減らないっていうような、そういうなんか特質みたいなものがあるんですか。

井上管理適正化担当課長

いや。増えてる、減るってそこまでは特定のエリアがないんですけども、もちろん減っている状況の中で、ほかのところのエリアも広げながら点検っていうか、そういった部分を重複しながらいった部分が増えてるという流れになってると思います。

牧田路政課長代理

ビラの見回りだけではなくて立て看板とかのぼり旗なんかも入りますので、そういう違反の取り組みというもの。ビラからそういう置き看板などの指導という形でもシフトしてきているのかなというのは感じております。

川端委員

あと、これは普通の除却なんですけど、除却できないような看板ですよ。できないやつっていうのは、違反とか無許可とか行ってやるんでしょうか。

牧田路政課長代理

立て看板とか道路上に出てるものについては、工営所を通じて非常に取り組みは進んでいるんですけど、上空に出てくるものっていうのも相当あると思うんですけども、それについても通報があった場合にはもちろん指導させていただきますけれども、業務委託で違反広告物の調査というのもやっております、それにつきましては許可できる部分については「許可申請してください。」っていうことでは指導はさせていただいています。なかなか民地内では指導は難しい状況はあります。

業界の方はよくご存知と思うんですけども、許可していない件数というのが一体どれくらいあるのかっていうのは把握はできていませんけれども、なかなか民地内で自分の広告物の許可が必要というところまでの自覚がない方も含めていらっしゃいますので、今後とも大阪市としてもそういう啓発というのも力を入れていきたいと思っております。

横山路政課長

やはり業界団体に属されていないような業者さんも一部いらっしゃるようなので、そういうところはなかなか。

川端委員

大阪府の場合は許可が出されていないことが結構ある。実態は分からないですけど。

横山路政課長

申請出されているのか、勝手につけられても、どれが許可なのか、無許可っていうのは即座には分かりませんので、おそらくそういった一部の業者さんのところが、たまにそういういわゆる無許可物件っていうのがあるというふうには感じています。

牧田路政課長代理

7㎡以上のものしか許可対象になってませんので、大体3年の許可期間が最高ですので、3年担当してましたら大体どこが許可あるかっていうのは、なんとなくは分かるんですけども、それ以上にやはり街中には広告があふれてるというふうには感じております。

高見委員

今回ちょっと議題の中で大阪市屋外広告物条例の改正の話を伺ったんですけども、先般大阪府の審議会の中で、屋外広告物安全対策の質問をされているんですけども、今後、やはり屋外広告物が非常に経年劣化の中で危険な看板もやはり、管理されていない看板もちょっと増えてきてまして、特にやはりバブル期につくられた形の中で適用除外ですとか、そういった部分はおきまして、やはり当時申請が出ているものに関しては定期的に点検を行います。点検を行うにしても、現状ではやはり点検目視という形になってまして、やはり今後、内側から近接目視ですとか、標準点検、それから詳細点検

のような形で今後進めていく形を取ったほうが業界としてもいいのではないかと考えているんですけども。実際1週間前に、私どものほうで18年前に作った、プレートだけ交換した看板が破損があったってことでちょっと来てほしいということだったんですけど、今日のような非常に大雨の中で、早朝の5時にちょうど1階がお店の入口なんですけれども、看板の底が抜けて落下したという事案もありまして。それは適用除外の看板なんですけれども、幸いにも屋外広告、人身の事故がなかったので良かったんですけども、やはり点検をしない看板っていうのも、対象も結構多くてですね。実際に所有者さんですとか、実際使われている方がね、定期的に点検をするかというのと、なかなかそういう形が取れないというか、そういう認識がたぶんないんでしょうね。そういう意味でやはり早い段階で、ある一定のルールの中で、所有者様のそういう管理責任が明確に理解できるような形で、今管理責任をしていただくような環境づくりというの也非常に大切なのかなと。そういう意味では今後、そういった屋外広告の安全対策ですね、現状では、全国24ヶ所で動いて、施行予定になっておりまして、30年には16ヶ所が施行予定、検討中のところも62カ所ありまして、かなり多くの行政で、かなりのところで条例の改正がされていることになってまして、そのあたりはいかがでしょうか。

牧田路政課長代理

今のところは予定はしていませんが、今後他都市の状況も踏まえて調査、研究していきたいと思っております。公衆に対する危害を防止することは屋外広告法の趣旨でもありますので、それについてはもちろん守らなければいけないものだと思っておりますので、今後ご意見いただいたことを踏まえまして、研究していきたいと思っております。ありがとうございます。

横山路政課長

3年ほど前ですかね。札幌市で突出看板が落下し、歩行者の方を直撃してっていうようなのがありました時に、国土交通省から設置許可後10年以上経過したものの一斉調査というのが各管理者にありまして、本市でももちろんあくまで許可があるというような点で、その方々には全て協力をお願いしましたところ、幸いにも、あくまで申告ということになるんですが、問題ございませんっていうことで回答を頂きました。それで当時これ議会でも、この件に関しまして質問がございまして、建設局と消防局ですね。併せて過去3年か4年にさかのぼってそういった事案があったのか、なかったのかということで。消防局がああいう装備を持ってる関係上年1回くらい出動要請がありまして、特に大型の台風が来た場合、風で古いやつが外れて歩行者の方から通報があると。危ないよということで。それを緊急的に消防のほうで応急処置を図って、ビル管理者まで、どこまで連絡がいくのかあれなんですけど、やっぱり管理されてる分についてはきちっとやっただけしているというのが当時の印象なんです。やはり放ったらかしといいますか、ある意味いい加減にやられてるようなところというのが、そういったことがなされてないっていうのが課題なんやなっていうのが先ほどの無許可の話につながることで。

やっぱり一部そういった業者さんいらっしゃると、やっぱり1件でも落ちて何かありますとああいう形になります。ということを実感した次第です。

高見委員

当時の点検した、私ども当然依頼がありまして点検したんですけれども、やはりなかなか、1年半くらい前ですかね、業界としてもなかなかルールブックができてなかったということで、従来までのそういった経験値に基づく点検方法に頼らざるを得なかった実情もあるんですけれども、実は昨年12月に、公益社団法人の日本サイン協会等の業界団体が公益事業として内閣府から認定を受けまして、屋外広告物の点検技能講習というものを今業界団体全国で進めております。

その中でやはり点検も経験値だけでやられてると、なかなか人の手って非常に誤差がありまして、そういった部分できちんと分かる人間と、有資格者さんではありますけれどもやはり経験値が浅い方が見られると、なかなかそこまでの屋外広告物の危険な状態というものがなかなか発見できないという部分がありまして、そういった部分で点検技能講習を通じて、点検技能者の標準化と技能レベルの向上ということで今進めております。

横山路政課長

ありがとうございます。その他何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

いろいろご意見を賜りまして、ありがとうございます。今後は10月1日の規則の改正施行に向けまして、都市計画課ともども、取り組みを進めてまいりたいと考えております。それでは、これもちまして本日の審議会を閉会させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

奥会長

ありがとうございました。